

令和7・8年度「保全工事」に係る参加資格要件・工事区分表 (別冊)

千里住まいセンター用	1頁・2頁
大阪住まいセンター用	3頁・4頁
泉北住まいセンター用	5頁・6頁
兵庫住まいセンター用	7頁・8頁
京都住まいセンター用	9頁・10頁
奈良住まいセンター用	11頁・12頁
阪神住まいセンター用	13頁・14頁
住まいセンター業務区域表	15頁

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	格付(※1)	機構の定める要件	
						地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-1	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0 万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-2	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0 万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-1	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(9件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり2 0 0 万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-1	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0 万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-1	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(0件)	保全土木 登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-1	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(3件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
管	機械設備修繕等工事	07-保-管-B-1			管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-1			管C	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-1	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-1			造園C	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-3	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-4	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-2	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(3件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり2 0 0万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-2	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-2	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(0件)	保全土木登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		電気	電気設備修繕等工事	07-保-電-B-2	(5件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。
		07-保-電-C-2	電気C				
管	機械設備修繕等工事	07-保-管-B-2	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(7件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-2			管C		
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-2	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(1件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-2			造園C		

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-5	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-6	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-3	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(2件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり200万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-3	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(1件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、 泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-3	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(1件)	保全土木 登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-3			電気B		
電気	電気設備修繕等 工事	07-保-電-B-3	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(2件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-電-C-3			電気C		
管	機械設備修繕等 工事	07-保-管-B-3	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(4件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-3			管C		
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-3	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(1件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社千里住まいセンター、大阪住まいセンター、泉北住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-3			造園C		

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-7	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-8	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-4	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(1件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり2 0 0万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-4	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、 阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-4	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(1件)	保全土木 登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-4			電気B		
電気	電気設備修繕等 工事	07-保-電-B-4	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(3件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-電-C-4			電気C		
管	機械設備修繕等 工事	07-保-管-B-4	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(3件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-4			管C		
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-4	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(0件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること。 ① 当機構西日本支社兵庫住まいセンター、大阪住まいセンター、阪神住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-4			造園C		

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-9	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、 奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-10	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、 奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-5	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(3件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、 奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり2 0 0万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-5	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、 奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-5	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(0件)	保全土木 登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-5			電気B		
電気	電気設備修繕等 工事	07-保-電-B-5	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(1件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-電-C-5			電気C		
管	機械設備修繕等 工事	07-保-管-B-5	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他	(4件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-5			管C		
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-5	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(1件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社京都住まいセンター、千里住まいセンター、奈良住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-5			造園C		

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-11	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-12	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-6	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(3件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり200万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-6	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、 京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある 本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-6	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(0件)	保全土木 登録業者のうち中小企業に該当する者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-6	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(1件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
管	機械設備修繕等工事	07-保-管-B-6		(1件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-6	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他		管C	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-6	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(1件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社奈良住まいセンター、大阪住まいセンター、京都住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-6			造園C		

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件（技術的適性）(※3)
保全 建築	(1) 住戸内建築等修繕 工事	07-保-建-中小-13	外回りアルミ製建具のアルミ化 工事 外回り木製建具アルミ化工事 ひる石天井修繕工事 洗濯排水設備工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事 は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める大工、左官、塗装、内装仕上、建具、タイル、防水、ガラスの うち3工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
	(2) 共用部建築等修繕 工事	07-保-建-中小-14	外壁等修繕工事 耐震改修工事 （スリット設置等簡易な工事） 共用階段・廊下手摺設置工事 階段室床防水工事 防風スクリーン等修繕工事 落下防止庇修繕・設置工事 共用廊下床シート修繕工事 住棟エントランス改修工事 施設整備修繕工事 （建築物等エントランス改修工 事、集会所等の増改築工事、中 層E V設置工事） 集合郵便受箱取替工事 他	(0件)	保全建築登 録業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を 施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の建築修繕について、次の①から⑤の要件を全て満足する施 工実績を元請けまたは当機構1次下請けのいずれかで⑥の件数有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中の工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること ⑤ 建設業法で定める左官、塗装、防水、とび、建具、タイル、屋根、板金のうち3 工種以上を含んでいる工事であること ⑥ 元請け工事で延べ3件以上、または下請け工事（当機構1次下請けに限る）を含ん で延べ5件有すること
塗装	塗装工事	07-保-塗-7	外回り鉄部・建具塗装工事 屋外工作物塗装工事 屋内壁塗装工事 他	(2件)	塗装登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり200万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の塗装工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして延べ3件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 居住中で住戸内の工事であること （空家時に行う空家修繕工事及び空家時に行うリニューアル等工事は含まない） ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり2 0 0万円以上の工事であること
防水	防水工事	07-保-防-7	勾配屋根修繕工事 屋根脱気絶縁複合防水工事 屋根断熱防水等修繕工事 （アスファルト成形板工法等） バルコニー床防水工事 他	(0件)	防水登録 業者のう ち中小企業 に該当する 者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、 兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してあ る本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した 同種の当機構発注修繕工事（1件当たり500万円以上）を元請け として施工した実績があること。	工事内容に記載した同種の防水工事について、次の①から④の要件を全て満足する施 工実績を元請けとして1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅における工事であること若しくは R C造、S R C造の供用開始している公共施設における工事であること （世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、単身寮、老人ホーム及びリゾ ートマンション等に類するものは含まない） ③ 共同住宅については居住中、公共施設については供用しながらの工事であること ④ ②③の実績相当額(※4)が1件当たり5 0 0万円以上の工事であること

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律（昭和41年法律第97号）第2条第1項第1号に該当する者（資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社

並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人）とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡し済んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること（マニュアルの添付）

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

工事 種別	工事区分	工事区分記号	工事内容	《参考》 R5・R6年度発注件数	機構の定める要件		
					格付(※1)	地域要件	実績要件(技術的適性)(※3)
保全 土木	土木修繕等工事	07-保-土-中小-7	主に車両が通行する場所・施設、排水管路及び敷地基礎を維持する施設に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・道路修繕等工事(街渠含む) ・排水管路修繕等工事(汚水・雨水) ・外構(明含む)修繕等工事(造園再整備工事以外のもの) ・駐車場修繕等工事 ・法面・擁壁修繕等工事 ・橋梁修繕等工事 他	(0件)	保全土木 登録業者の うち中小企 業に該当す る者	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の土木修繕工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ② 既成市街地における供用開始済みの公道、公園又は緑道において、工事内容に記載した土木修繕等工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 ③ 当機構発注の土木修繕等工事で、過去15年間に1件当たり500万円以上の下請けとして道路修繕工事又は排水管路修繕工事の施工実績があること。 (元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。)
		07-保-電-B-7	電灯幹線(40A化)改修工事 照明器具修繕工事 自動火災報知設備修繕工事 他	(2件)	電気B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の電気設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
管	機械設備修繕等 工事	07-保-管-B-7		(3件)	管B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の当機構発注修繕工事(1件当たり500万円以上)を元請けとして施工した実績があること。	単独の機械設備修繕等工事について、次の①から③の要件を全て満足する施工実績を1件以上有すること ① 過去15年間(※2)の工事であること ② R C造、S R C造の居住中の世帯向け共同住宅の敷地内における工事であること(世帯向け共同住宅には、ワンルームマンション、單身寮、老人ホーム及びリゾートマンション等に類するものは含まない) ③ 実績相当額(※4)が1件当たり500万円以上の工事であること 施工実績は当機構工事(元請け及び1次下請け)、他の公共機関工事(元請け)、民間工事とする。
		07-保-管-C-7	給水管修繕工事 雑排水管修繕工事 他		管C	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
造園	造園再整備工事	07-保-園-B-7	主に人が利用する場所・施設等に係る修繕・改良工事以下を対象とする。 ・通路再整備工事(街渠含む) ・広場再整備工事(外構含む) ・遊戯施設再整備工事 ・園地施設再整備工事 ・自転車置場再整備工事 ・ゴミ置場再整備工事 ・植栽再整備工事 ・案内板再整備工事 他	(1件)	造園B	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。
		07-保-園-C-7			造園C	次のいずれかの要件に該当すること ① 当機構西日本支社阪神住まいセンター、千里住まいセンター、兵庫住まいセンター区域内において、建設業法上届出してある本店、支店又は営業所があること。 ② 過去15年間(※2)に、上記区域内において工事内容に記載した同種の造園再整備工事を元請け、または、当機構発注の下請けとして施工実績(1件当たり500万円以上)があること。 ※なお、植物管理工事は施工実績として認めない。	次のいずれかの要件に該当すること。 ① R C造、S R C造の居住中の共同住宅の敷地内、又は既成市街地における供用開始済みの公園・緑道において、工事内容に記載した造園再整備工事について、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の元請けとして施工実績があること。 ② 当機構発注の造園再整備工事で、過去15年間(※2)に1件当たり500万円以上の下請けとしての施工実績があること。(元請けとの契約書及び工事範囲、工事内容が証明できる書類を提出すること。) ※なお、①②いずれの場合においても植物管理工事は施工実績として認めない。

※1表中の「中小企業」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和41年法律第97号)第2条第1項第1号に該当する者(資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が3百人以下の会社及び個人)とする。

※2「過去15年間」とは調査資料の提出日の属する年度の前年度末から過去15年の期間をいい、

令和7年度中の受付の場合、平成22年4月1日から令和7年3月31日まで

令和8年度中の受付の場合、平成23年4月1日から令和8年3月31日までに工事が完成し、引渡しが進んでいるものとする。

※3工事種別ごとに修繕等工事に係る施工マニュアルを整備すること(マニュアルの添付)

※4「実績相当額」とは工事区分の工事相当額をいう。

住まいセンター業務区域表

住まいセンター名	業 務 区 域
千里	大阪府（大阪市東淀川区、淀川区、池田市、豊中市、吹田市、摂津市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、豊能町、能勢町）
大阪	大阪府（大阪市（東淀川区、西淀川区、淀川区、福島区、此花区を除く）、守口市、門真市、大東市、東大阪市、八尾市、寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、柏原市）
泉北	大阪府（堺市、藤井寺市、羽曳野市、富田林市、高石市、泉大津市、岸和田市、和泉市、河内長野市、泉佐野市、泉南市、大阪狭山市、阪南市、松原市、貝塚市、太子町、河南町、千早赤阪村、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町）
兵庫	兵庫県全域（西宮市、尼崎市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市、三田市を除く）
京都	京都府（木津川市、精華町を除く）、滋賀県
奈良	奈良県、京都府（木津川市、精華町）
阪神	大阪府（大阪市福島区、此花区、西淀川区）、兵庫県（西宮市、尼崎市、宝塚市、川西市、芦屋市、伊丹市、三田市）